

いじめ防止基本方針

基本方針

いじめは「人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような状況にあっても、いじめはいじめる側が悪い。いじめは決して許されない。」という基本認識に立ち、全校生徒が「いじめのない明るく安心してすごせる学校生活」を送ることができるよう保護者や関連機関との連携を図りながら、いじめ防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努める。

【育友会との連携】

会長・副会長

【地域との連携】

主任児童委員・民生委員

学校運営協議会員

各種競技団体、地域クラブ等

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、生徒指導主事

学年担当、養護教諭

状況により

特別支援コーディネーター

該当生徒担任

【関係機関】

南島原市教育委員会

警察署

各種相談機関

医療機関・法務局

人権擁護委員協議会

【いじめを防止するために】＜一人ひとりの生徒の心に響く取組が求められる＞

- ・いじめは「未然防止」を目標に置き、年度の早い段階で、いじめをしない、させない、見逃さない生徒になるよう、いじめ発生の構造や未然防止の方法等について集中的に指導する。
- ・人権週間(人権集会)などの学校行事のほか、教科授業における人権教育や道徳教育など、年間を通して人権意識や生命尊重の態度を育成する。
- ・人権に関する学級会や代表委員会での話し合いを通じた自己指導能力の育成を図る。
- ・インターネット上でのいじめを防止するために、情報モラルに関する指導を強化する。
- ・「長崎っ子の心を見つめる教育週間」では、過去の重大事案等を踏まえ、二度と同様の事件が学校で発生しないよう道徳教育や体験活動の充実を図る。(道徳公開授業・学級懇談会など)
- ・「いじめ対策ハンドブック」等の活用により教職員の指導力の向上を図る。
- ・家庭・地域・関係機関と情報を交換し、連携して子どもたちの健全育成を図る。
- ・口之津小学校との連携を深め、9カ年を通して良好な人間関係の構築を図る。

【いじめを早期に発見するために＜生徒の感じる被害性に着目して＞】

- ・学校生活における生徒の心身の実情把握のため、学校生活アンケートを学期に1回実施し、気がかりな生徒については個別に教育相談をする。
- ・日常の子どもの様子を観察したり声かけ・面談等をしたるほか、定期的に生徒指導部会や特別支援部会を開いて情報を交換するなど、職員全員で情報を共有する。
- ・定期的に二者面談(必要により三者面談)などを行い、家庭との連携・連絡を密にする。
- ・スクールカウンセラーや心の教室相談員と連携して「みんなに開かれたカウンセリング」を実施し、相談しやすい体制をつくとともに、情報を共有して対応にあたる。
- ・いじめ相談電話など、相談機関を周知する。

【いじめ対応を迅速に進めるために＜いじめ対策委員会＞】

- ①いじめに関する情報を受けたときは、直ちに事実の有無を確認する。
 - ②いじめであることが確認された場合は、教職員は連携し、いじめを受けた生徒や知らせてきた生徒等の安全を確保し、精神的・身体的なダメージが改善・解消されるよう取り組む。
 - ③いじめたとされる生徒を確認し、いじめの構造や方法等を明らかにし、当該生徒の保護者等と連携して、いじめが解消するまで適切に指導する。
 - ④事案によっては個人情報やプライバシーに気を付け、いじめ被害者保護者の承諾を得て、育友会や関連機関と協議し対応する。
- ※重大な事案や頻発するような場合などは、市教委に報告し協働して対応にあたる。